

横浜市立藤の木中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

平成30年1月31日改訂

令和3年4月5日改訂

令和4年3月22日改訂

令和5年3月20日改訂

令和6年3月19日改訂

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※横浜市いじめ防止基本方針より

(2) いじめの防止等に向けての基本理念・方針

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。その認識に立ち、本校は次のような方針の下、いじめ防止等に取り組む。

- あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

管理職（校長・副校長）、生徒指導専任、生徒指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭状況に応じて担任やスクールカウンセラー（SC）・場面によってはスクールソーシャルワーカー（SSW）などの専門家や外部の専門家の参加を求めることもある。

(2) 委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的を開催する。また、いじめを認知した際には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核を担うもので、具体的活動は生徒指導部、学年等と協力して行う。

◆未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在とその活動を生徒及び保護者に周知する。

◆早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置する。【場所：相談室前】
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録を共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

◆取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかどうかの点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行う。

3. いじめの未然防止、早期発見、事案対処

（1）いじめの未然防止

安心して過ごせる学級、学年、学校づくりを目指し、授業や集団作り等の取組を行う。

（2）いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知する。具体的な取組な年間計画に示す。

（3）いじめに対する処置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的対応につなげる。いじめを認知した時には、「学校いじめ防止対策委員会」で方針を決定し、被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援等をすみやかに行う。

（4）いじめの解消

●次の2つの要件が満たされたら、「学校いじめ防止対策委員会」で確認し、解消とする。

①いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを、生徒及び保護者に確認する。

●いじめの解消後も、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する

（5）教職員への研修

生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修）や、法の確実な運用を行うための研修を定期的実施する。

（6）学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」を活用しいじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協力して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組の内容
4月	いじめ防止対策委員会（今年度の活動方針等確認）。生徒理解研修。教育相談。いじめ防止に向けての全校の取組。
5月	いじめをなくす学級目標づくり。 いじめ防止対策委員会。生徒理解研修。 いじめ早期発見のためのアンケート（記名式）実施。教育相談。 生徒会本部による学校生活の意識調査の実施。 体育祭に向けての仲間・集団づくり。 校外行事（遠足・自然教室・修学旅行）に向けての仲間・集団づくり。
6月	いじめに関するアンケート実施。いじめ防止対策委員会。 校外行事（遠足・自然教室・修学旅行）を終えての仲間・集団づくり。 YP アセスメントの実施、検討
7月	いじめ防止対策委員会。三者面談。横浜子ども会議ブロック会議。 いじめに関するアンケート結果に基づく生徒への投げかけと対応。
8月	合唱祭に向けての仲間・集団づくり。横浜子ども会議南区会議 いじめ防止対策委員会。教育相談。
9月	いじめ防止対策委員会（前期の振り返り及び後期に向けての確認） 教育相談。合唱祭に向けての仲間・集団づくり。
10月	進路面談（3年）。 合唱祭に向けての仲間・集団づくり。福祉体験活動の実施。 いじめ防止対策委員会。生徒会本部による学校生活の意識調査の実施。
11月	いじめ防止対策委員会。 YP アセスメントの実施、検討
12月	人権週間の取組。三者面談。いじめ防止対策委員会。 いじめ解決のための生活アンケート（無記名）実施。教育相談。
1月	教育相談。いじめ防止対策委員会。 いじめに関するアンケート結果に基づく生徒への投げかけと対応。
2月	いじめ防止対策委員会。 生徒会本部による学校生活の意識調査の実施
3月	いじめ防止対策委員会（今年度の反省及び次年度に向けて）

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めたととき」（同項第2号）とされている。

(2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。